



○参考人(太田利三郎君) 今の自由化の問題は、海運に関する問題としてでございますか。——御指摘のとおり、海運は実は万年の不況産業でございまして、これは日本だけではございません。世界各国ともかなり海運対策には頭を悩ましているようでございますが、特に日本におきましては特殊の事情もございまして、非常に困難な状況にございます。したがいまして、この数年来海運造船合理化審議会におきましていろいろな対策が審議検討されたのでございますが、ようやく今国会に提案されておりまする海運に対する助成、開発銀行の利息たな上げを中心といたしまするうしろ向きの助成並びに新造船に対しまする利子補給の増強という二つの柱によりまして、この海運業を建て直す、こういう案が国会に提案されまして、これから御審議願うことと存じますが、大体これによりましてほぼ外国と競争し得るような状態になるのではないかどうか。もちろん、この政府の助成だけでは不足でございまして、これには業界自体がほんとうに合理化をしていただくことが先決問題でございますので、この助成の前提として企業の集約・合理化ということが要請されておりまして、実は目下各業界でこれを目標としまして、いろいろと集約化の具体策が進められつつある状態でございます。これが集約化が実現し国家助成が実現いたしますると、規模におきましてもかなり大きくな規模になります。たとえば、うわさき

れでおります「一番トップ・ケループ」大きなグループのごときは、大体世界でも二番目ぐらいの大きさのものになります。また、今までいろいろ過当競争をやつておりますものが、これはよほど緩和される。また、むだな経費を使つておりますいろいろな施設も、これを共同で使うとか、いろいろな工夫がなされまして、経費の面でも非常に合理化されるということで、自由化されましたあげくにおきましても――実はあげくと申しますが、海運企業はもとから自由競争にさらされておるわけでございますが、こういった対策が実現いたしますれば、徐々に外國にひけ目をとらぬような企業に立ち直るのじやなかろうか、こういうふうに考えておる次第でございます。

専入につきましてかなりの役割を果たすことがあります。これが開発銀行に對する信賴からきておるに一半の原因のあることはもとよりあります。これが、今申しましたと、うなことになりますと、はなはだ憂慮すべき事態になると、実はわれわれもこう考えまして、これは政府にもいろいろお願いしまして、何とか独立の金融機関としておかしくないような扱いをしていただくということで、結局、ただいま提出に相なつております法案のようには、たな上げいたしました利息に対しては国庫から同額開発銀行に對して補給していくだく、こういうふうに相なつておるのでございます。これがそのようにもし通過することになりますれば、われわれの希望も達せられたわけでござります。的にも支障なくいくのではないか、といふふうに考えております。

○渋谷邦彦君 論点は別になるのですが、現在海運企業に對してどのくらいの融資がござりますか、総額で

けつこうでござります。

○参考人(太田利三郎君) 三十七年十二月末におきまして、海運に對しまする融資残高でございますが、千九百一十九億四千百万円でございます。

○渋谷邦彦君 十月以降、この残高が融資をされている向きがあるかどうか、関連して申し上げたいことは、海運のほかに不況産業といわれる石炭があるわけですが、この石炭にいたしましても、融資の対象として、その後もおやりになつたかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○参考人(太田利三郎君) 融資はむづかしいとしておるのでございまして、とえば今仰せの石炭業に対しましても、同じく昨年十二月末におきました四百四十一億六千五百万円、こういう融資の残高を持つております。それら、毎年これに対しまして合理化基金、開発資金の融資をいたしておりました。三十七年度におきまして、当初予定にさらに追加融資を加えまして二十五億円の融資をいたすことになりました。金利は、昔一般金利八分七厘の金利を適用して、いましたけれども、近来石炭企業の合理化を援助する意味におきまして、これを六分五厘に下げてこの立ち直りを促進しております、こういう状態でございます。

おるのでございまして、それが三十二年度の分がただいま申し上げました額と相なつておるわけでございます。そうして、これは從来とも同じ貸し出すにいたしましても、その中で今後ビルアップする値打のあるような山を選まして、選んで融資をいたしております。そういう山を取り上げて融資を得るようなコストで生産し得る、そして、そういう山を大体目標にいたしましておるのでございます。したがって、回収につきましても、これ十分な審査の上にいたしておりますで、長引くことはございませんのでござります。

ではございませんで、長期貸付は大体年賦償還で返っているわけでございますが、そのうちで約束の時期に一時支払いがおくれておる。こういうものの数字を申し上げたわけではございまして、もちろんこれが全部回収不能になるというようなものではございません。貸し出しにあたりましては、回収し得るようなものに融資しておりますのみならず、担保も十分取っておりますので、最終的に回収不能になるというものはきわめて少ないのではなからうか、こういうふうに思つておる次第でございます。

○渋谷邦彦君　たしか銀行局の金融年報だったと思いますが、融資先でございますが十幾つあったかと思います。あるいはもつとあるかもしれません。そのうちで特に悪いのは、先ほどから問題になつております海運企業あるいは石炭。これ以外に特に回収が悪いような個所がございましたら、その件数と金額をお知らせいただきたいと思います。

○参考人(太田利三郎君)　やつぱり海運と石炭というものが一番問題の企業でございますが、そのほかの問題の企業といたしますると、企業としてまとまつたものはございませんで、難産業その他と申しますが、数字的に多くなつておりますが、ちょっと私、どういうものが入つておりますか、つまりにいたしませんが、おもに復金時代の引き継ぎがかなりあるようでございます。開発銀行になりまして出したものは、それほど多くない、こういう状態でございまして、ちょっとただいま件数を具体的に申し上げる資料を持つておりません。

○渋谷邦彦君 そうしますと、いずれにしても、僅少と申しますか、そう問題にすべき件数、金額ではない、このように判断してよろしゅうござります。  
○参考人(太田利三郎君) そのとおりでございまして、従来の滞り貸し償付額に照らしましても、たいした金額にはならない、今後もそういうふうにならう、こういうふうに思つております。  
○渋谷邦彦君 大蔵次官にお尋ねしたいと思いますが、先ほどからの開発銀銀行のほうからの説明によつて、いろいろな新しい点がわかつたわけであります。ガリ・エロの返済金については開銀の納付金によってまかなう、先ほど申し上げたとおりであります。これは当局として間違いなく確実に、昨年度大臣が表明されたとおりに遂行される意向でいらっしゃるのか、それをお伺いしたいと思います。  
○政府委員(池田清志君) ガリオア、エロアにつきまして、わが国が対米債務を確實に負つて参つておりますことは御案内のとおりでございます。その債務履行につきましては、産投会計から計画的に、年次的に進めておりまするわけでございますが、それにつきましても、日米の合意の関係もございまして、政府といたしましては、予定どおりに進行しております。  
○永岡光治君 関連して、まず、制度上の問題についてお尋ねいたしますが、これは大蔵省の、大臣がいなければ政務次官でもけつこうですが、從来は産投会計に資金あるいは歳入として繰り入れる場合には、附則で、そのつど、予算できめられたほかに改正を行

なつておつたわけであります。今回その制度を改めまして、法律の改正によらずに、予算だけでこの問題を処理していくかということになつたようですが、いかなるところにその根拠があつたのか、従来どのような具体的な支障があつたのか、その点をひとつ明確に御答弁いただきたい。

○政府委員(池田清志君) お尋ねの点は、従来産投会計に一般会計から繰入金をいたしまする際におきましては、附則によりまして、国会の議決をいただいておるわけです。つまり、法律によりましてそういうことになつておるわけでございますが、今回提案をいたしておりまする法案によりまして、予算の定むるところによりまして、その目的が達せられるようにしようということを御審議いただいておるわけであります。そこで、根本的な理由いかんといふお尋ねになつて参るわけでございます。

産投会計は、御承知のように、ただいままで見返り資金を中心といつましまして進んで参つたものでござりますが、その間十数年と申しましようか、経過しております間に、この効果が相當に現われておるわけでございます。今までは、臨時特殊的なものと考えられておつたのが、政府といつましても、従来の成績等も考えまして、恒久的な制度にいたしたいという意図を持つておるわけです。恒久的な制度にするということに相なりますといふと、ほかの同類同種の特別会計等の関係等と比較いたしてみると、その点が改めなくちやならないことになつて参つてきているわけであります。ほかの会計におきましては、予算の定む

るところによりまして、国会の御承認をいただきますというと、立法事項を待たずして、その目的が達せられるようになりますので、私ども産投会計におきましても、そのことをお許しいただきたい、こういうことで提案をいたしております。

○永岡光治君 具体的にどのような支障があるか、法律の改正によつて從来やつておつたのではいかなる具体的な支障があつたか、具体的な例をお示しいただきたい、こういうことを申しあげたわけであります。

○政府委員(池田清志君) 過去に立法でやつていただきておりますから、その支障につきまして私よくわかりませんが、事務当局からその事例についてお答えを申し上げます。

○政府委員(上林英男君) 過去におきましたような、そのつど立法措置をいたしたことなどがどのような支障があるかというお尋ねでござりますけれども、今まで円滑に御議決をいただき、お認めをいただきまして、実施して参つてはおりますので、特に支障云々という問題ではないかと思います。問題は、ただいま政務次官から御答弁申し上げましたように、一般会計と産投会計との繰り入れ関係のあり方と申しますが、その機構がどうなつたら妥当であるかという考え方をいたしてみたわけであります。

前々からも御説明申し上げておりますように、一般会計から産投会計に繰り入れを行ないます場合には、それが臨時の、きわめてまれにしか考えられない、こういうような場合には、特例措置といたしまして、一般会計から産投会計に繰り入れができるとい

うような臨時立法措置を講じていて、それがございます。しかしながら、その特別会計の財源といたしまして、一般会計から繰り入れを行なうことが、むろん、と申しますか、たびたび行われる、そういうような場合におきまして、一般会計と特別会計とのつながりをどう規定するか、こういう問題であるかと思います。

その点につきましては、御存じのように、産投会計からの投資需要は年々増加いたして参っておりまして、その財源をまかないますために、ここ数年来一般会計から相当繰り入れをして参っているわけでございまして、今後もその必要性は相当増加するものと考えられるのでございます。そういうような状況にかんがみまして、この際一般会計から産投会計への繰り入れを制度としても整備をし、その道を開いておくということが必要であると考えたわけでございます。一般会計からたくさん特別会計に入れた例がございまするし、また、その機構を整備した例があるわけでございます。たとえて申しますと、賠償特別会計、国立病院特別会計、食管特別会計、あるいは農業共済保険関係、糸価安定特別会計、輸出保険特別会計、機械類賦払信用保険特別会計、こういったいろいろな特別会計において、一般会計からこれらの方々の特別会計へ繰り入れをいたします場合は、予算で御審議をもちろんいただくことは当然でございますが、そういう御議決をいただきまして、こういふように相なつてはいるわけでござります。こういうような制度全体の姿を

考えまして、また産投会計の現状も考慮まして、その産投会計の規定に整備を加えたい、こういう考え方によるものでございます。

○永岡光浩君 別段支障はないけれども、簡単にやりたいというふうにしか私ども取れないのですが、それでは、さかのばつてお尋ねいたしますが、この附則をもって定めるとしたときの考え方、それはどういうところにあつたのですか。当初から予算の定むるところいいはずであつたのにもかかわらず、この法律にそうしなければならなかつた理由があつたらうと私は思うのです。

は、御存じのように、昭和二十八年度において設置をいたしましたものでございますが、その当時におきましては、この藍投会計が見返資金特別会計を承継いたしまして、主として見返り資金を承継いたしました資産をもとといたしましてそういうものなどの回転によりまして投資をし、また投資需要もまかなつていける、こういう前提で作られたものでございます。したがいまして、その財源として一般会計から繰り入れを受けるということは当時考えておらなかつたわけでござります。そのような理由から、今度またその所要の措置も講じておらなかつたわけでござりまするが、その後経済の進展、大もやつて参る必要が生じて参つたわ境等に対応して参りますためには、経済基盤の強化その他のために投資の拡大でございまして、これらに応じまして、産投会計の投資の幅もふえて参つた。それに基づきまして、ここ数年来

会計から、つまり国民の税金からこれ  
を繰り入れるという問題なわけです。  
したがって、これはきわめて重大だと  
考えなければならぬと思うわけです。  
しかも、この案によりますと、資金に  
繰り入れる方法と歳入に繰り入れる方  
法と二つあるわけですね。そうして資  
金から取り下げて歳入に今度は組みか  
えなければならぬということになるわ  
けでありますから、二重の手間を考え  
なければならぬということで、慎重に  
考えておるとするならば、当然私はこ  
れは法律の改正でいくべきだ、こうい  
うふうに考えるわけですが、しかも、予  
算は御承知のとおり衆議院を通過いた  
しますと三十日以内で自然成立するこ  
となるわけです。言うならば、予算  
ということは、一つの会計で資金に相  
当するわけでありますから、歳人に立  
てれば、これは法律の改正ということ  
になるわけでありますから、それとや  
はり私は同じように法律の改正をやつ  
ていいくんじやないか、こういうふうに

由、すなわち、この法律を改正してやることによって、いかなる具体的な支障があり、国民にいかなる迷惑を及ぼすか、その具体的根拠がないと、従来やつておる方法でいいじゃないかと想う。しかも、私どもさつきから申し上げておるよう、予算は予算、法律の改正は改正、これは国民の税金を使うんだから慎重にやるべきだ、こういう主張を、あなた方、それはいけないんだという私の主張に対する否定の理由があれば別であります、そうでない限りは、私は従来どおりでしかるべきじゃないか、こう思ふんですが、いかがでしよう。政務次官のほうから。

○政府委員(池田清志君) 先ほど来、私ども政府の考え方として申し上げておるところでございますが、従来法律によりましてやつていたことが、別に特別に悪いということの御説明は申し上げておらないわけでございますが、今回の改正によりまして、なおよりよくなる、それがよろしいんだと、こう

○政府委員(池田清志君) 一般会計から産投会計に、資金なりあるいは歳入なり、繰入金を出しますするもと、税金に仰いでおることが多いわけ合いでもございます。そこで、それにつきまして、これから後におきましては、ほかのふうに進んでいくほどうがよろしいと、こう考えてのことであるわけです。

○永岡光治君 それがあなた方いいと  
言うんだが、明確なあれがないんですね。  
いうのは例外としていんですか、恒  
常にやりたいですか。いかがで  
しょう。その方針をひとつ明確にして  
もらいたい。

のときから問題になってゐるんでありますよ。あなたたち。それを知らぬことはないと思う。予算委員会で井手君が、財政法の違反じゃないとか、あるいは審法に反するんじやないかと質問して、水田君は、今後そういう点は注意すること、この産投などの特別会計で出しているものですからね。どうも、一般会計から繰り入れでやるならわかるけれども、そういう出し方では、車に御都合はいいでしようけれども、財政法からいうと非常に疑問が多いんですよ。そういう点から質問しておるので、だから、その点は法規課長も十分その間の事情は知つておると思う。その点、この問題について、相当事務当局として意見を出されたのか、あるいは政治的な上から御命令によつて、こういうことをやらせるを得なくなつたのか、その点をひとつお聞きしたい。

は、ただいま申しましたように、一般会計から産投会計へそのつど御審議を願い財源そして繰り入れをいたしましたが、参った、こういう状況であるわけでござ

考えるわけですが、どうしても法律の改正をしないで、簡便にして予算だけにしなければならぬという理由は私はないと思う。むしろ、国民の立場から

いうふうに考えておるわけでございま  
す。積極的な理由とおっしゃいまして  
も、先ほど来私が申し上げましたよ  
うに、この制度を恒久化いたしまして、

あります。が、恒常的な臨時的か、こ  
うふうのお尋ねでございますが、  
府といたしましては、先ほど来御説  
を申し上げておりますように、こ

由、すなわち、この法律を改正してやることによって、いかなる具体的な支障があり、国民にいかなる迷惑を及ぼすか、その具体的根拠がないと、従来やつておる方法でいいじゃないかと問題づけおるよう、予算は予算、法律の改正は改正、これは国民の税金を使うんだから慎重にやるべきだ、こういう主張を、あなた方、それはいけないんだという私の主張に対する否定の理由があれば別であります、そうでない限りは、私は従来どおりでしかるべきじゃないか、こう思ふんですが、いかがでしよう。政務次官のほうから。

○政府委員(池田清志君) 先ほど來、私ども政府の考え方として申し上げておるところでございますが、従来法律によりましてやつていたことが、別に特別に悪いということの御説明は申し上げておらないわけでございますが、今回の改正によりまして、なおよりよくなる、それがよろしいんだと、こう

○政府委員(池田清志君) 一般会計から産投会計に、資金なりあるいは歳入なり、繰入金を出しますするもと、税金に仰いでおることが多いわけ合いでもございます。そこで、それにつきまして、これから後におきましては、ほかのふうに進んでいくほどうがよろしいと、こう考えてのことであるわけです。

○永岡光治君 それがあなた方いいと  
言うんだが、明確なあれがないんですね。  
いうのは例外としていんですか、恒  
常にやりたいですか。いかがで  
しょう。その方針をひとつ明確にして  
もらいたい。

のときから問題になってゐるんでありますよ。あなたたち。それを知らぬことはないと思う。予算委員会で井手君が、財政法の違反じゃないとか、あるいは審査法に反するんじやないかと質問して、水田君は、今後そういう点は注意すること、この産投などの特別会計で出しているものですからね。どうも、一般会計から繰り入れでやるならわかるけれども、そういう出し方は、事に御都合はいいでしようけれども、財政法からいうと非常に疑問が多いんですよ。そういう点から質問しておるので、だから、その点は法規課長も十分その間の事情は知つておると思う。その点、この問題について、相当事務当局として意見を出されたのか、あるいは政治的な上から御命令によつて、こういうことをやらせるを得なくなつたのか、その点をひとつお聞きしたい。

正予算による資金への繰り入れが財政法二十九条に触れるのではないかとう、こういう御質問でいろいろ御議論をいただいたわけございます。その点につきましては、水田大蔵大臣も、今御指摘のように、この点については十分慎重に検討をするというお約束をいたしまして、この点につきましては、御存じのよう財政制度審議会にも諮りまして、この前の前の国会であつたと思いますが、二十九条の改正をお願いいたしまして御可決をいたしましたわけでございます。その問題につきましては、そういうふうな処理をさせていただいたわけでございます。

なあ、この一般会計から産投会計に繰り入れることが予算で御議決をいただけば、それに従つて行ない得るといつたのは、制度いたしました。ところが、最近の状態において、前々から申し上げておりますように、当初はあまり予定をしておらなかつた、いわば臨時的であると考えておった。ところが、最近の状態におきますと、ほとんど毎年と申しますか、一般会計から財源を補給するといつて、投資を拡大していく必要性が生じて参つておるわけでございまして、今後もその必要性がますますふえて参るということになりますと、この特別会計自体いたしましたとしても、一般会計から財源を仰いで投資ができるという道が開かれた特別会計である、そういうふうにいたしまするほうが特別会計の実態をむしろ現わすものである、こういう考え方には私どもそう考えたわけでございまして、特に今御指摘のように、政治的な観点からこれをうしようというふうな結論になつたわけではございませんので、むしろ

事務的な検討をいたしまして、特別会計としての機謹をいたしましては、一般会計から投資財源を仰げる、そういう特別会計であるということにしたはうがより実態に即応し、またその将来のあり方にふさわしいものではないか、こういうふうに考えましたわけでございます。

○野溝勝君 これは答弁は得なくともいいのですが、あのときは補正予算が中心でしたが、大体井手君のあれとしては、やはり財政法上これには疑義があつたわけだと思います。その問題について、大体は予算の編成にあたつてはそういう点を特にあれして、織り込んでおつたわけですよ。その点はひとつ……。

○永岡光治君 この論争は私はあまり続けようとは思ひませんけれども、方針として、恒常的のものであれば、ま

たあるだけに、法律で改正したほうがいいことになるかも知れませんが、そ

ば、そういう方針に従つて将来とも他のためによろしいと、こういうふうに結論したからであります。

○永岡光治君 したがつて、そうなれば、そういう方針に従つて将来とも他

の会計、特別会計についても、そういう方向でいくということに理解しているわけですね。それじゃ、そういうふ

うに理解いたしまして、次の質問に移りますが、今大蔵省の方針としては、こう

いうような特別会計について、一般会計から繰り入れる特別会計の本質を生

かすためにはあまり制約を加えたくない、制約ということがおかしいなら、

簡便にしたいといふように理解するわけですが、そういうふうに理解してい

ます。

○永岡光治君 前国会において同僚議員であります成瀬君から質問をいたしたと思うであります、この特別会計の財源には

国債は充てないので、こういうようにねいたします。

前国会において同僚議員であります

○永岡光治君 そうすると、国債を国

内債、内国債ということに理解したと

いう御答弁ですが、それはそれとして、方針としてお尋ねいたしますが、

三十八年度二百三億を外債で募集をす

るとしておりますが、将来の方針とし

て外債に依存する度合いを強くしよう

と考えておるのか、どの程度考えてお

るのか、方針をひとつお尋ねをいたし

ます。

〔委員長退席、理事西川甚五郎君着席〕

○政府委員(池田清志君) 今の問題は、御承知のように、会計は一年度限

りづつやつしていくのあります。か

ら、産投会計の原資等を充実をいたし

まするために、先ほども申しましたよ

うに、一般会計からも相当につぎ込む

ことができるになりますし、さ

るわけですが、この辺について、いか

が、こういうふうに考えましたわけで

ございます。

○政府委員(池田清志君) どうか。いいとすれば、また他のいろ

いろな特別会計についても、私どもそ

の点について大蔵省の善処を要求しなければならぬものが、たくさん出てく

るわけですが、この辺について、いか

が、この辺について、いかがですか。

私は聞いておるのでそれとも、それ

はそのときの出たとこ勝負じゃおかし



ことを考へておられるわけでござります。なお、今のこの資金をどういうふうに取りくずすかと、今議論になっておりますような特定産業の振興対策といふものに使うのではないかという話でござりますけれども、この点につきましては、先ほど申し上げましたように、これを使う、今さしあたりこれを何に使うということは考えておらないわけでございまして、現実に必要になりました場合におきましては、先ほど申し上げましたように、別途特別会計の予算措置というものが要るわけでございまして、そういうものが要るような場合におきましてはそれによつて御審議をいただく、こういう恰好になるわけでございます。

○鈴木市蔵君 どうも、あらかじめ金

を取つておいて、使い道はあとで考えることと思つてますよ。そういうことと、この、つまり歳出の予算の中からやるといふところやいいんだといって、法律を避けてやるというこの改正案とは、一脈通じるものがあるんですよ、結局。何といふか、これは一種の財政上のファクション的な行き方に通ずるものがあると言つても弁解の余地がないくらいにひどいやり方ですよ、あなたたちのこのやり方は、実際問題として、これだけの余裕の金があるなら、なぜ金を一般会計から先取りして取つてお稅をしろと言えば、金がない、金がないと言つてゐるが、しかも使う道がないと考へておられる、なれば、金を回さないんです。減税をしたところの円貨につきましては、そ

れで、ひとつ具体的に次の問題について外務省の方に聞きたいと思うん

です。ガリオア・エロアの問題が起きたときに、返済金の一部を日米文化教育交流のものに使うんだということの取り組みが行なわれている。そして二月十一日に第一回目の支払いを済ましたということを聞いておりますが、これはほんとうですか。

○説明員(西堀正弘君) ただいま先生のおつしやつたとおり、三月十一日に第一回の賦払いをいたしました。そのうち、ドル払いのものはニューヨークで支払いを了しましたし、それから円払いの分は、日銀の口座に振り込むと

いう措置をとつております。

○鈴木市蔵君 それは、金額は、新聞の報道によると、パンク・オブ・アメリカのほうには四十五億円、連邦準備銀行のほうに残りというふうにいわれておりますが、それで間違ひありませんか。

○説明員(西堀正弘君) そのとおりでございます。

○鈴木市蔵君 この交換公文による

と、これはアメリカの金だから使途は希望でございまして、その希望はもう

すでにわれわれのほうのきわめて非公式なライインで在京米大使館の担当官に伝えてあるわけであります。で、向

こうのほうでも、われわれの強い希望を了といたしまして、大体その方針で

いきそなだだというようなことをすでにわれわれのほうに申してきている、こ

ういうことでございまして、最終的な決定はまだできていないというが現状でござります。

○鈴木市蔵君 それで、もう一つ聞きま

すけれども、最近この金をもとにし

ますけれども、そのようなつまり法人団体を日本に作ることになつて、大体あなたが今おつしやつたとおりに、希望どおりにいくらしいということを先回りをして、すでに財團法人私学教育研究所

設立計画書というものが作られて、

藤同僚議員が荒木文部大臣に聞いてい

て、今言つた財團法人私学教育研究所

に、その部下である文部省内藤事務次官

と話し合つて、そしてどういうふうなことをやつてゐるかという内容については、自由の教育と称して、日本

とで一應否定されましたが、今のお話によりますと、結局この元本には手をつけないで利子で運営をしていくと

いうふうにほぼまとまつた。そういうふうな今のお話でしたですね。そこをはつきりしておいてもらいたいので

す。

○説明員(西堀正弘君) 先ほども申し上げましたように、それはわれわれの希望でございまして、その希望はもう

すでにわれわれのほうのきわめて非公式なライインで在京米大使館の担当官に伝えてあるわけであります。で、向

こうのほうでも、われわれの強い希望を了といたしまして、大体その方針で

いきそなだだというようなことをすでにわれわれのほうに申してきている、こ

ういうことでございまして、最終的な決定はまだできていないというが現

状でござります。

○鈴木市蔵君 それで、もう一つ聞きま

すけれども、最近この金をもとにし

ますけれども、そのようなつまり法人団体を日本に作ることになつて、大体あなたが今おつしやつたとおりに、希望どおりにいくらしいということを先回りをして、すでに財團法人私学教育研究所

設立計画書というものが作られて、

藤同僚議員が荒木文部大臣に聞いてい

て、今言つた財團法人私学教育研究所

に、その部下である文部省内藤事務次官

と話し合つて、そしてどういうふうなことをやつてゐるかという内容については、自由の教育と称して、日本

とで一應否定されましたが、今のお話によりますと、結局この元本には手

をつけないで利子で運営をしていくと

いうふうにほぼまとまつた。そういうふうな今のお話でしたですね。そこをはつきりしておいてもらいたいので

す。

○説明員(西堀正弘君) 私も、ただいま

の先生のおつしやいました私学振興基金でござりますが、全然聞いておりませんです。で、われわれが今まで話

し合つておりましたのは、要するに

もつと非常に一般的なことでございまして、この支払われた円貨、これを積み立てて、その利息でもつて両国の教

育文化交換の目的に使おうじゃないか

と――実質的にどういうように使うか

という面につきましては、そこどまりでございまして、要するに基金そのものをなしくずして使つてしまふか、あ

るいは利息だけで将来未長くやろうか

というようなところで、その後者のほうに落ちつきそうだ。こういうことで

ございまして、現実の問題といたしまして、今、先生のおっしゃいましたようなことにつきましては、われわれ聞いてもおりませんし、またわれわれの交渉においても触れたことはございません。

○鈴木市蔵君 では、まだ具体的にこのかくかくだというふうにお話ができる段階ではないといふわけですね。そうですね。——首を振つて、ようですか、そうだろうと思うのです。それで、これは私たちが、この論議されたときから、すでにこの交換公文はけしからぬということを言って反対をしたのですけれども、大平外務大臣は、西ドイツの例を引いて、西ドイツではこういう金をアメリカに返すときに何らの注文をつけなかつたけれども、日本は、日本の意向を伝えて利益になるようにしたのだ、この交換公文はそういう趣旨で作られたのだということを盛んに強調しておりますが、私たちちは今日に至るまで、決してそういう日本の利益になるようなものに金が使われるとは考えていないわけです。まして、こういう交換公文なるものが、一緒にやるということは深みに入ることだということを言って反対をしたわけです。この日米文化教育の交換のほうについてはそのままにして、これは四十五億、とにかくそれに、第一回分を払つたということを言われているし、残りの金ですね。第一回分は総計して七十九億払つたのですね、日本の円にして。そうすると、残りの金はどういうことに使われたのですか。

いかないのでござりますけれども、残りのドル、これはニューヨークの連邦準備銀行に支払われた。これは向こうの予算に振り込まれまして、これはまた御承知のガリオア協定に付属いたしました支払金の使途に関する交換公文書にうたつてござりますように「合衆国政府は、適當な立法措置を経ることを条件として、この日本政府から受領するところの資金を低開発諸国に対する経済援助に充当する」、こういうことになつております。

○鈴木市蔵君 それが前の国会の答弁とは違うのです。前のときには、その協議が行なわれて、金の使途については日本の希望が十分にいれられるということをかちとったから、これは西ドライツよりも日本のほうが有利なんだという答弁を行なつておった。当然、金が支払われる、支払われていくまでの過程、支払われた今日において、どういうところに使われるかという具体的な交渉、協議の内容があるはずです。ないとするならば、全くそれは当座しのぎの答弁だったしかとれないのじやないです。今まで協議しなかつたのですか。協議をしないとすれば、今後どういう課題で協議をしようと思つてゐるのか、その辺のところをはつきりお答えを願いたい。

○鈴木市蔵君 私はその交換公文の解釈を今ここであんたに聞いてるんじゃない。それは、この前の前回の国会で、解釈の問題については、政府の方針を聞いてるんですから、その上に立つて第一回の支払い分が行なわれた今日、協議の具体的な内容いかんということを聞いてるんです。協議をしたのかしないのか。しないとすれば、これからどういう考え方で協議しようとするとか、それを聞いてるんです。あなたのほうおっしゃったように、条文の解釈を今ここで聞いてるんじゃない。お答えのないところを見ると、全然協議もしてないらしい、これからも協議をする気はないですか。

あります。いわんや國の外交で、当然金を支払うときには、かくかくの協議をして、そうしてお互に合意に達したということです。支払うのがあたりまえなんですよ。私は、こういうふうな日本の外交のやり方というふうなものについては、全く國民を愚弄していると思っている。当然のことじやないです。普通の対人間におけるところの関係だってそうですよ。そういう取りかわした証文があるならば、当然金を支払うときには、その取りかわした証文に基づいて何に使うか、おれのほうの希望はこうだというようなことを支払う、協議は後ほどいたしましたように、合意の上で行なうのがあたります。しかも、そういう正式の公文があるにもかかわらず、金は支払う、協議は後ほどいたしましたように、金を支払うときには、全く責めを果たすものとは言えないと、たどり着くと、どうしようと思ふんです。

私は、そういうふうなことになるから、こういうふうな交換公文などといふようなものをきめて、もつともらしく一時的には國民の目をごまかして、あたかも西ドイツより日本のほうが有利な条件をアメリカとの間にかちとつたかのような印象を与えていた。こんな交換公文というものは役に立たぬ。かえつて日本の外交が一そアメリカのひもつきになってしまつて、御説ごもつともになることは明らかである。この交換公文それ自身はやめたらどうかということを言つたんだけれども、これは國民の利益になることであるからということで、當時の大蔵大臣の答弁は押しきつっているわけです。今後は、この問題について協議をするということについては、あなたの言明なさつた

とおりでありますけれども、いつどういう内容で協議をするかといふことについては考えておられませんか。

では支払いを了したことでござりますし、速急にいたしたいと存じます。その内容その他につきましては、相手国の予算にも関係する問題でござりますから、どこまで申し上げることができるか、私、現在のところはちょっとお答えいたしかねます。

○鈴木蔵君 この問題について、これまで質問することは私はやめました。

がに、開銀の問題については少し聞きたいたのですが、さつき関連の問題で少し聞こうと思ったのですけれども、同僚議員が質問したことと重複するから避けます。古いことは聞きはしませんが、体制金融ということで、開銀の融資計画の中に、今度は二十億を自動車産業に、十億を石油化学にと、どううたわれておりますが、このことについてひとつ聞きしたいのです。

具体的に計画を開銀自身が持っているのかどうか。

○参考人(太田利三郎君) これは三十八年度の予算が通りまして、われわれの資金計画が固まりましてから、それらの運輸省その他に協議してきめるつもりでございます。今のところまだ持つておりません。

われわれとして具体的にこういうふうにという考えは、今のところまだ持つ

○鈴木市藏君　今のところ持つていないと言うけれども、もうすでに新聞には出ているじゃないですか。石油化学と自動車に年間三十億の開銀融資、出

資方針固まるということで、新聞にも  
出ているところですが、この二十億を  
自動車産業に、十億を石油化学に融資  
をするというこの内容について――まわ  
だ固らない特定産業の法案にとらわれ

産業の動きにも関係する問題でござりますから、通産省と十分協議してやらなければなりませんので、開発銀行だけでこういつ方向というものは実は今は今このところ持っておりません。まだわれわれの意見を申し上げる段階になつております。

○鈴木市蔵君 僕はそつは思わぬね。

太田総裁は、場所が場所だから、口を慎んでおられると思いますけれども、これはもう通産省との約束渉みで、もうすっかりおぜん立てができるて、何に幾ら、かにに幾らと言われておると思いますけれども、私は全部の問題を聞いているわけじゃない。二十億の自動車産業と十億の石油化学の問題だけについて聞いておるのであります。これが日本の成長産業の部類に属するものとして、開銀がみずから立場でどう考えておるかということを聞いて

○参考人(太田利三郎君) これは繰り返して申し上げるようでござりますが、実のところ、これをやるかやらぬいるのですよ。

かという、そこまでまだ案が固まつておませんので、いわんや、この内容についてどういうふうにやるかと、いろいろ段階に至つております。たゞ、自動車工業と石油化学に対しても

今仰せになりましたような金額程度を融資しようではないか、この程度が応需両者の間に話し合ひになつておる段階でございまして、今のこのぐらいの金をどういうふうにつき込みますか、非常に膨大な資金需要が両方ともある産業でございますし、どういうふうな対象にどの程度のものをつけるかといふようなことは、実は今のところまだこれから検討する、こういう段階でござ

○鈴木市蔵君 これから検討すると言います。  
言つておりりますけれども、今業者の間で話し合いがされておると言つておりますが、実は通産省の中でも、もうすぐあなたの方の融資計画とは全く密接な形で協議されておる。これはほかといふよりも、もうすでに、事前に公表がされないまでも、もう決定だといわれてもいいようなものだというふうに私たちは理解しているのですが、つまり、こういう特定の産業に特別な融資を行なう必要というものをどういう観点で開銀はお考えになつておるか。私が先ほど言つてているのは、開銀の考え方を聞いているわけです。金額業は自動車産業と石油化学といふものをあげましたが、金の問題はともかく、どうしてこういうような産業に特

別のつまり融資計画を持つに至ったのか、その考え方を聞いています。○参考人(太田利三郎君) これは自由化が実施されると、乗用車の工業、そ

これから石油化学工業、ともに日本においてはまだ比較的幼稚な産業でございまして、国際競争力に耐えないと感じます。したがいまして、これに対しても何か国際競争力をつけるよ

な措置が要るじゃないか。これには時  
大な実は金がおそらく要ることにな  
と思いますが、先ほどのお話にござ  
ましたような金でござりますと、実は  
幾らもこれは御援助でできるような十分  
な金額ではございません。ただ、開発  
銀行が融資することによりまして、  
中銀の融資その他の補完の役目があ  
はその資金を引き出すような効果が  
あればいい、こういうことで考え方

た制度だと思うのでございますが、結果局、国際競争力をつけるために、乗用車工業におきましては、量産体制を進め、そうして国産車の価格をできるだけ引き下げる、こういう趣旨であるのでございまして、そのためにはいろいろ提携合併ということが必要にならぬかもしれません、趣旨としましては、今申し上げましたような、何とかしてコストダウンをさせるような方向に持つておこう、こういうことでござります。これは石油化学におきましても同じことでございまして、大体に量産体制を進めていくような方向にいくような自動的な役割を幾らかでも持とうと、こういう趣旨で、持とうといふことでございまして、どうも今のところその程度のことしか申し上げられないと存じます。

し上げられないことはよくわかります。だけれども、聞くところによる  
と、特定産業振興案というものについて、金融界で一番積極的なのは開銀だ  
と、金融界で一番積極的なのは開銀だ

いうことを聞いておりますから、あつ  
いはあなたの口から、なぜこういうま  
長産業に融資を行なわなければいけな  
いかという抱負経緯まで合わせたお説  
を承るうと思つておつたけれども、ど

うも総裁はそこまで言わないようではな  
から、これはまた後日の機会にお聞き  
することにいたします。

ただ、二十億や十億の金はききな  
金だとおうけれども、開銀が十億融資  
すれば市中銀行はその三倍も融資をす  
るといわれておるくらいで、二十億の  
金が六十億にも八十億にもなるもの  
だ。今までの事例から見てもそうじ  
ないですか。だから、この特定産業を

振興させようとしている開銀の立場と、いうものについて見解を聞きたいと思つたが。私は意地の悪いことを決して言うわけではないが、開銀というのは、この前々の国会でも明らかになつたとおりに、見返り資金を出資として作られた銀行ですから。この八二・七五には見返り資金を出資として作られた銀行であつて、もう一つは世界銀行の銀行で、もつて作られているわけですから、ざつくばらんに言うならば、私は結局アメリカの金で作られた銀行である、開発銀行というのは。だから、開発銀行は日本の特定産業の振興に一番金融機関としては積極的であるといふことは、同時に、特定産業の振興といふものは、どういう背景を持つておるかという点が、物質的な裏づけとして明らかになっているんじゃないのかと思つたから、そういうところまできよ

うは聞きたかったが、時間の関係もありますので、どうも太田総裁は口が固くてそこまではお述べにならないようですから、これはまた後日に譲ること

にいたします。

そこで、最後に一つだけ聞きます。産投外債について政務次官に聞きます。産投外債を、今度は外債は産投一本ですか。一本にする予定ですか。

今までは電電とか、開発もやっておりましたけれども、今度は、外債は産投

一本でやるという政府の計画ですか、この点をひとつお聞きしたい。

○政府委員(稻益繁君) 局からお答えさせます。

に、三十八年度といたしましては、一  
応電電債、それから東京都債、これも

政府保証の形で出したい、かように考  
えております。

○鉄木市蔵君 産投外債といふのは、大体六千万ドル予定しておりますね。六千万ドルですが、第一回が三千万ド

ル、第二回目三千万ドル、二つ合わせて六千万ドルでやろうと言つております

すけれども、聞くところによると、六千万ドルではなくて、一億二千五百万

にルたと言つておりますか、どちらが  
正確ですか。

お答え申し上げましたのは、アメリカ市場での起債でありまして、したがい

まして、六千万ドルというのは、一応  
国債を予定いたしておられます。そのほ

かに、アメリカ市場で、ただいま申し上げました電電債を二千万ドル、それから東京那賀で二千万ドル、これで二

から東京都値で二千万ドル これで一億になるわけであります。そのほかに、従来からやつて参つております大

阪府市のマルク債、これが一億マルクにする予定であります。合計いたしまと、一億二千五百万ドル、いわゆる国債と政府保証債と合わせました総額

が一億二千五百万ドル、こういうことがあります。  
○鈴木市蔵君 一億二千五百万ドルの貿易問題を結わるわけですが、結局先ほどから質問でも明らかになつたように、産投が、一方においては貿易・為替の自由化という方向を政府は方針としてとりながら、他方においては、やはり新しい統制的な処置を講ずるといふ、両刃使い、いわば二面性といふか、そういうものをもつて臨んできておる。産投が、その両刃使いの有力な行するようになるだろうが、そういうときの窓口が、すべて産投特別会計ということになつておるというふうに考えておるわけです。そして産投外債、あるいはまた、おそらくこれだけでは、不足になつたときには、内国債まで発行するようになるだろうが、そういう形で、産投というのが、ほんとうに今までとは違つて、まさにことしから、政府が新しい性格を持たせようとしている。この辺のところの全貌を、次の機会にひとつ、もつと討議の上で明らかにしたいと考へておるわけです。これはおそらくは、産業新体制を確立するという、その財政上、金融上の一つの基地にする、一大とりでというか、そういうふうなものを産投特別会計を確立しようと考えている政府の意図がある。産投の基本的な性格をめぐつて、次について、きょうは時間がないのでこれまで以上討議は避けますけれども、その機会にはぜひひとつ討議したいと考えますので、きょうのところはこの辺で私は質問を終わります。

○野々山一三君 輸銀の関係でちょっとお伺いをいたしたいのですけれども、輸銀の皆さんお見えでないようですかね、関係当局からお答えをいただきたいたいと思います。輸銀に今まで出ておるといふうに読むのですけれども、これは出資金の総額は、きのう私が要求して出て参りました資料によりますと、千百八十三億円投会計から出ておるといふうに読むのですけれども、これは間違いないのでございましょうか。これはあなた方から出た資料を急のためで入れますと、仰せのとおりでございます。

○政府委員(稻益繁君) 三十八年度までに入りますと、仰せのとおりでござります。

○野々山一三君 三十八年度までを含めて、つまり今審議している法律案が通つて、そうして融資計画に基づいて出ていくものを含めた額が千百八十三億、こういうふうに理解してよろしくうございますか。

○政府委員(稻益繁君) 今回出資いたします二百億を入れました結果が、千百八十三億でございます。

○野々山一三君 そこで、お伺いしたいのですが、最近、たとえば今このところでわかるものであれば、わかるるものとして、ひとつお伺いしたいのですが、三十七年でありますか、輸銀として動いている融資額は、一休計画としてどれだけ、決算がどれだけで、それから三十七年は、ワクとしてどれだけを計画して、見通しとしてどういうふうに決算が出ておるかという、その最近の傾向だけでもけつこうでござりますから……。

○説明員(新保美生君) 輸出入銀行の貸し出しの規模でございますが、三十七年度の当初計画におきましては、つ

まり財投計画策定當時でござりますが、千二百五十億円の貸し出しを予定いたしておりました。ところが、最近における実績を勘案しまして、三十七年度の実績見込みを立てますと、約百億円程度下回りまして、千百五十億円程度となる見込みでございます。なましましては千三百億円程度の貸し出しを予定いたしております。

○野々山一三君 その百億ぐらい当初考えたよりも融資実績が少ないといふのは、三十七年度だというわけでござりますね。そこで、ことし、つまり三十八年度の計画が千三百億といふのですけれども、一体この融資需要といふものの根柢といふようなもの、あるいは成り行き、見通しといふようなものは、どういうふうにお立てになつておられるわけでござりますか。

○説明員(新保実生君) 輸出入銀行は、貿易の成り行きに大きく左右されるわけでございます。そこで、各年度最初に財政投融資計画を策定する際にしましては、経済企画序で策定されまする輸出の見通しとか、それから、その中でも、輸出入銀行の融資の対象となりますが、これはプラント類でござります。船舶とか重機械類でござりますので、そういうたものについての受注の状況あるいは見込み、そういうたものをベースにし、その年度における輸出の伸びと申しますか、努力目標も織り込みました輸出の伸びといふものを、市中銀行と輸出人銀行が二と八の割合で融資をいたすわけでございまして、それをもとにしまして、市中銀行と輸出人銀行が二と八の割合で融資をいたすわけでございまして、そのを出しまして、それをもとにしまして、市中銀行と輸出人銀行が二と八の割合で融資をいたすわけでございまして、大体輸銀の融資対象になる物質についての輸出見込み量といふものを、

す。それは、以上のようにいたしました。  
それから、別途、海外投資金融という  
のがございまして、これは、たとえばアラビア石油の開発事業とかそういうの  
たものがございますが、そういった個  
個の事業についての工事の進行状況、  
それに応する資金需要、そういうたま  
のを勘査しました投資金融についての  
所要資金量を出すわけでございます。  
なお、もう一つの要素といたしまし  
ては、海外経済協力ということが最近  
行なわれておりますので、たとえばイン  
ドの建設事業五カ年計画に対する援助  
というようなものも、この輸銀の融資  
対象になるわけでございます。その進  
行状況に合わせて貸し出しの規模をき  
めるわけでございます。

○ 説明員（新保実生君） その見込み違  
か。そこらを。先ほどは相当緻密な検  
討をして立てるんだというふうにおっ  
しゃつたのですけれども、その違いと  
いうものが、二年も統いて一割近い見  
当違いといふものの起つてある根拠  
をお聞かせ願いたい。

いが生じました原因でございますが、これは海外に対する経済協力の事業において見込み違いを生じた、これが一番大きな理由でございます。それで、一船の船舶とか重機械、いわゆるプラント類の輸出見込み額につきましては、三十七年度も当初予定いたしましたとおりに大体出ているわけでござります。一番大きな差異を生じました原因は、インドの円借款でございます。それから、パキスタンに対する円借款。これが一応政府間の協定では、あるいは向こうの政府と輸出入銀行との約束では、いつまでに大体これくらいの金を出す、輸出をするという見込みがあるわけでございますが、ところが、これは向こうさんのいろいろな建設事業がとくよくれがちになりまして、したがって、物資の発注もずれてくる。私どもとしましては、やはり当初の約束ベースで財政資金の所要額をはじいておきませんと、これはまた国際信義にもかかわる問題になるわけでございますから、そこら辺は約束ベースで一応見るわけでございますが、現実にはやはりそういうたた建設事業が御

の見当違い、これは非常に大きいものだと思います。さらにことしも千三百億を見込まれておるということでありますけれども、二年も続いた見当違いという上に、さらに輸銀に二百億の出資というのは、これは私どもとしてはなかなか信用できない一つのポイントなんです。これは水かけ論になるかも知れませんでけれども、国債を発行する、さらに一般会計からの相当量の出資をするというようなことからいたしまして、この点はちょっと重視をしなければならぬ。金がないと言ひながら、片一方では見当違いが二年も続く。私が調べただけで二年も一割違うのですから、もつと前から調べればもつと狂うかもしれません、一体そういうことはどういうことかという点が、私の非常に疑問な点なんです。

加えて、船などは当初思つたよりも順調に進んでいる、こういうお話をありますけれども、ただいま手元に配られました輸銀の船舶向け融資の実績を見てみましても、金額的にはやや伸びておるようと思われますけれども、実績、仕事量というものから見ますと、三十五年の七十一万総トンは、三十二年の百四十八万総トンに比べると半分、その中で三十六年はやや上回って八十九万総トン、これはおそらく、私はこのデータの裏を洗えば、思ったより少ないという答えが出てくること容易に想定されるわけであります。あとでまた船舶関係を兼ね合わせて質

○説明員(新保先生君) 三十六年度におきましても見込み違いを生じたのは事実でございますが、これは先生御承知のとおり、当初計画を一度改定しておるわけでございまして、当初は九百七十億の貸し出し予定、それを秋の追加予算か何かのときには千百八十億を予定いたしまして追加をいたしたわけでございますが、実績はそれを下回つた。これは先ほど答弁漏れで恐縮でございます。

そういう事態において二百億円の出資を出すはどうかという御意見でございますが、これは先生も御承知のように、輸出入銀行というものは、高い金利の金を借りてきまして、そして安い金利で貸し出しを行なつておるわけでございます。そこで、ほうつておきますと、赤字が出てくるわけでございまして、その赤字が埋めるためには、やはり出資というものをやりまして、これは出資には配当とか何かがございませんので、そういう関係で調節をしておるわけでございます。そこで、まあ相手が国際関係に左右される輸出量でござりますので、ぴたり目標どおりといふのは、なかなか、いかなる場合でもやりにくいものでございますが、そういった場合がかりに生じて参りましても、二百億円の出資というのは、現在の輸出入銀行の採算の面から見て、最小限度の数字じゃないかと考えております。

的にズレがございまして、運輸省のほうは注文がございまして、あるいは着工ベースで数量を押えておられるわけですが、前からいらっしゃるわざいります。私ども、もちろん、そういう要素を加味するわけでございまして、輸出入銀行の融資というのは、二つの船を造るのに数年かかりますので、前からのしつばが残つておるわけでございまます。そういう関係もございまして、ちょっとと量的にびたり合うようには参らないわけでございます。それにいたしましても、輸出入銀行とのうのは、輸出が伸びれば資金を政府も追加して参つておりますので、そういう面で船舶の輸出が阻害されるということはないよう考へておるわけであります。

赤字があるということに、あなたの正確に言って下さい。高い金利の金を借りてきて安いペースで融資すると、輪銀の赤字がふえます。その赤字を減らすために、出資という方法によつて輸銀の金の成り行きを安定をすると、か、つまり赤字を減らすのです。こういうのは、一般会計から繰り入れ、外債を入れると、いよいよあなたつぶれますよ。そんな理屈は成り立たないでしよう。あなたの言われたとおりを申し上げたつもりであります、間違つておつたら、もう一ぺん言い直して下さい。

○野々山一三君 二年に及んで約一割  
承知のようになれるといふような関係  
で、もっぱらとつていいほど、田舎  
関係でおくれてているというのが実情で  
ござります。

問いたしますけれども、この見当については全く自信があるというふうにでもおっしゃるのですか。担当金が詰まつておる現状、しかも、外債を発行するという事態のもとでの問題であり

それから、船舶輸出の量的な関係で  
ございますが、ちょっと手元に資料不  
足で恐縮でございますが、輸出入銀行  
の貸し出し資金ワークをきめる場合のや  
り方は、ちょっとと運輸省の場合と時間

銀が見当違いが起こるということは、  
かりに内輪に見当違いが起こったなら  
ば、あなたの言われるとおり、金遊ば  
しておくるのが、赤字が逆に減るわけ  
です。あなたの言うさやでいつたら、

た場合に、これはどこで調節するかといふ問題でございますが、この政府出資だけを減らして調節するということでなしに、やはり借入金なり出資といふものに応じて、このウエートに応じ

て調節するということになるのではなく、いかと考へておられます。出資よりもやはり借入金のウエートが約三倍あると、いうことを先ほど申し上げたわけでござります。

それから輸出入の見込み違い。これはもうできるだけ正確を期すべきで、あって、私どもそのつもりでやつておるわけでござりますが、何分世界のいろいろな要素に左右されるものですから、どうしても多少の見込み違いということは、毎年、従来もあつたわけでございます。これはできるだけ正確を今後期して参りたいと考えております。

○野々山一三君 あまり時間がないものですから、くどいことを言いたくないのですけれども、何べん言われても、結局は、あなたの説をそのまま受け入れれば、見込み違いが起きて融資ワークが少ない、金はある程度余裕がある、これははつきりしましたね。そこへ加えて、二百億円の出資をする。しかも、この出資の土台が問題なんですね。第二次補正で相当程度入れる。さらに余剰金を先食いしていくわけですか。一般会計の余剰金を先食いして、普通ならば三十九年度の金ないしは公債償却に充てられるべき性質のものを、ここでまだ決算もしない段階で来年度の金として使うわけです。財政法上にも非常に大きな問題がある。それをなぜ、どう無理して、金があるのに、一部も見当違いをするようなことをやつておきながら、しかも財政法上問題があるようなことを、なぜやらねばならぬか。そこが私が一番問題にしたやつであります。政府の責任者から答弁をお願いいたします。

○政府委員(池田清志君) 三十七年四月  
の剩余金と申しましょうか、決算上の  
剩余金ということにはまだなっておら  
ないわけでござりますが、そこに至る  
途中にありますところの三百五十億  
というものをもらまして、第二次補正  
で三十七年度の問題として御審議をい  
ただいておるわけでございます。御承  
知のように、決算上の剩余金であります  
するならば、財政法にちゃんと規定が  
ありますまして、それに従つてやるのであ  
りますが、そこに至る途中におます  
るものでござりますから、補正予算の  
財源として使わしていくだけと、こう  
いうことになります。

○野々山一三君 まあ私はね、第二次  
補正そのものについても実は根本的に  
問題があると思っておるのでですが、そ  
こへもつてきてですね、あともう年度  
が切れる一ヶ月や半ヶ月くらい前にです  
ね、法律的行為をしたからといって、  
これは余剰金として決済したものでな  
いのであるからと、これはまさに譲弁  
というものです。しかも、か  
りに百歩譲つて、それが一般会計だけ  
であるなら別問題、さらに、これに匹  
敵する二百三億というものをさらに外  
貨債で求めるといふものの考え方は、  
いかにもこれは、今わざかに議論をし  
ただけでも食い違いがありましたたとい  
うことで、一割の見当違いがありま  
したという、財源は一割余分にあるとい  
うことが言えるわけです。そうすれば  
外貨債、半分これは削つてもいい。極  
端にいえばですね。二年間に一割、つ  
まり百億くらいずつ見当違いである。  
ここで外貨債を二百億出すのですか  
ら、これはパーになる。そういうこと  
をあえてしなければならぬ、財政法上

問題もあるということなんですかね。これはどうも、政務次官、なかが答えにくいかもしれぬけれども、一任者はもうちつと……。  
せつかくこれはここまで明らかになつたんですから、これは一べん委長にお願いしたいのですけれども、この法案上げるまでに、やはりもう「直接閣僚責任者から政策論として私聞く機会を与えていただきたい。よしゅうございますか、これは根本問題だから。これだけのたつた一つをとどまえてこれだけの違いがあるのですからね。これはやっぱり、私はこねるいうわけじやなくて、政策問題として責任ある答弁が願いたい。きのうも少しやりましたけれども、外債の性格の問題をやつたんです。今度はいよいよ出するということ、つまり受け入れることをやる前に、それはやつておかなければいかぬとよいます。あるいは審議の順序として外貨債問題を先に審議してきめちやうというなら、まことに一つの手続として私は許すけれども、今度だけつこうです、これはひつづけひ善処をいただきたい。よろしくうなづかさいますね。これは確言をしていただきたい。

○委員長(佐野廣君) 協議します。

○野々山一三君 それでは、その先に進めますけれども、最近これは——帆船局の方おみえでございましょうか。きのういただいた資料でもわかりますけれども、主要二十四工場の日本における船の工事能力を一回正確にお伺いしたい。まあ全体でもけつこうです。

○政府委員（藤野淳君）工事能力はいろいろな要素がございまして、工事力を算定するまつた方式は全然ございません。ただ、私どもがある仮定でありますと、これはきわめて仮定でありますけれども、三百十七万トンという能力が現在……

○野々山一三君 いつ査定されました。

○政府委員（藤野淳君）これは最近約一ヵ月前でございます。これは現計画中のすべての施設拡充計画が竣工した暁でござりますけれども、ういう算定をいたしております。

○野々山一三君 船舶白書によりますと、運輸省が発表いたしました数字、昭和三十二年が三百八十万総トンでございますと、昭和三十年からのものが私の手元にございますが、ピークは昭和三十二年が三百八十万総トンでございますこれは工事績です。これはお役所の発表した数字です。それが一番底についたときを見てみると、昭和三十五年二百二十一トン、最近の私どもの手元にありますと、三十年九月で二六十万総トンという実績になる。今あなたの言われた数字三百十七万総トンといふものも、お役所の同じ機関でべられたもののようですねけれども、の違いというものは一体どういうことなんありますよか。

○野々山一三君 そうすると、今のうちに野々山君の言ふところをうながして、三百八十七万トンはまだ着手しない相當な数が入っております。したがいまして、相当開きがあると申します。

○野々山一三君 なたの言われた三百十七万トンの規格になる数字はこの資料の中にあるのか、船型別、できるならば。  
○政府委員(藤野淳君) それは最近定いたしましたので、その資料に入つておらないわけであります。  
○野々山一三君 三百十七万総トン稼働能力があるというの、最近調査数字なんだよおっしゃいましたね。大体、その数字の根拠になる船の型ぐらいいのものですね、あるいはドックならドックの容量別ぐらいですね。のくらいのものがなければ、実際にだけ稼働できますという、三百十五トンといふものが稼働できますいう答えにはどうもならないので、のものとの数字はござりますかと伺つてあります。

○政府委員(藤野淳君) 数字はござりますので、お入り用でございましら、いつでも御提出申し上げます。

○野々山一三君 それは早急に下さい。

そこで、大体日本で最近造った実績がある程度使つたのですから狂いがあるのかもしれませんけれども、最近造った実績ですね、稼働能率と造った実績の最近五、六年の数字をうながします。

○政府委員(藤野淳君) 数字はござります。

算はます。抛心いひじりし。

働能力に対する造った実績の差はどのくらいになつておりますか。資料はあとでいただくといたしまして、質問を進めていくために結論的な数字を二、三年のものだけつこうでござりますが。

○政府委員(藤野淳君) 数字をもつて後日即刻御提出申し上げます。

○野々山一三君 数字あとで正確なものをおただくとして、年次別の答えぐらいは、これは当然材料を持つべきでもらわなければ議論にならない。今お答え願えませんか。

○政府委員(藤野淳君) 能力と建造の実績、これは年によりまして相当の変動がござりますけれども、大体において六割から七割見当の実績でございます、能力に対しまして。しかし、能力の内容が、今の三百十七万トンと申し入っておりますので、当時の能力を一算定いたしておりませんので、三百十七万トンから相当修正いたしませんとその建造実績に相応する能力がわからないのでございまして、まあ大体において六割から七割見当じゃなかろうかと思っております。

○野々山一三君 まあ、審議会が、御承知のように合理化を促進させ、その合理化の実績に応じて計画造船なんかを割当融資をするという作業をされたきたから、相当の修正があるだろうということは私もわかりますけれども、この最近の五年なり二年ぐらい、まあ五年ぐらいの実績がえらく——それによつて何十万総トンの稼働能力が減殺されておるということは、私はおよそ考へられない。むしろ、最近は造船建造能力を拡大するということで、相当

の設備投資もやつておるということか

ら見ますと、むしろ逆にふえてるんじゃないかとさえ想定されるのでありますけれども、あなたはどうもさわらないので、非常に聞きにくいのですが、私の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働しているということも当たつて思いましたけれども、百二十万総トン分くらいの建造稼働能力を遊ばしている、こういうことがいわれておる。大ざっぱな見当としてそのくらいで間違いない、

○政府委員(藤野淳君) 見当を進めるために、大きっぽの見当でよろしくうございます。正確なことはあとでけつこうです。

○政府委員(藤野淳君) 造船のような非常に複雑な総合工業の能力と申しますのは、非常に算定がしにくうございまして、先ほど申し上げました三百十七万トンという数字はいろいろな仮定を設けて算定いたしましたので、それには必要な従業員の所要数といったような問題も現実とはややかけ離れた数字でござりますので、設備の稼働能力と

いうことはほとんど考えられない。常に相当の余裕を持っていかなければ、むしろ円滑な操業が困難であるといったような性質のものでござりますので、ただいま百二十万トンが遊んでいるというふうに判断できないかという御質

問でござりますけれども、この点につきましては、必ずしも遊んでるといふふうにはわれわれは考えておりませぬけれども、ただ、はつきり申し上げられることは、フル稼働ではないといふことは、これはもう間違ひござ

いません。

○野々山一三君 これは、あなたみたいやないかとさえ想定されると、質問をずっと進めていくことによって、わからぬ数字は

ますけれども、あなたはどうもさわら

ないので、非常に聞きにくいのですが、私の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働している

といつもいるのか、その答えがな

いので、非常に聞きにくいのですが、私

の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働している

といつもいるのか、その答えがな

いので、非常に聞きにくいのですが、私

の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働している

といつもいるのか、その答えがな

いので、非常に聞きにくいのですが、私

の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働している

といつもいるのか、その答えがな

いので、非常に聞きにくいのですが、私

○野々山一三君 私はまだじめに御答弁申し上げておるつもりでござります。私も長年造船のことをやっておりますが、建造能力がわれわれの仕事を進めています上におきましてどう

おったら、私は実は、金の問題で話をしようと思つておるのだけれども、それじゃこれは話を進めようたつて見当つかぬですよ。

○野々山一三君 あなた、そういう御答弁があると思うから、私は船の型あるいはドックの大きさ、そういうものに類似した稼働能力の三百十七万総トンというものの能力をはじいた基礎を説明してくれと言つておるんです。あなたとベースが変わつた質問をしてしまつたので、ただいまは持つておりませんが、またお手元にお届けするつもりでございます。

○野々山一三君 あなた、そういう御答弁があると思うから、私は船の型あるいはドックの大きさ、そういうものに類似した稼働能力の三百十七万総トンというものの能力をはじいた基礎を説明してくれと言つておるんです。あなたとベースが変わつた質問をしてしまつたので、ただいまは持つておりませんが、またお手元にお届けするつもりでございます。

○野々山一三君 あなた、そういう御答弁があると思うから、私は船の型あるいはドックの大きさ、そういうものに類似した稼働能力の三百十七万総トンというものの能力をはじいた基礎を説明してくれと言つておるんです。あなたとベースが変わつた質問をしてしまつたので、ただいまは持つておりませんが、またお手元にお届けするつもりでございます。

○野々山一三君 あなた、そういう御答弁があると思うから、私は船の型あるいはドックの大きさ、そういうものに類似した稼働能力の三百十七万総トン

といつもいるのか、その答えがな

いので、非常に聞きにくいのですが、私

の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働している

といつもいるのか、その答えがな

いので、非常に聞きにくいのですが、私

の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働している

船台では間に合わないというわけで、大きな船台を新設しますとか、あるいは拡張いたしますとか、あるいはそれまでにクレーンを増強することによりまして稼働率を上げるといったようなことになつておるわけでございまして、先生の御指摘のような能力とか実績について稼働率を上げるといったようなことに注意しておるわけです。

○野々山一三君 あなた、そういう御答弁があると思うから、私は船の型あるいはドックの大きさ、そういうものに類似した稼働能力の三百十七万総トンといつもいるのか、その答えがな

いので、非常に聞きにくいのですが、私

の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働している

といつもいるのか、その答えがな

いので、非常に聞きにくいのですが、私

の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働している

といつもいるのか、その答えがな

いので、非常に聞きにくいのですが、私

の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働している

といつもいるのか、その答えがな

いので、非常に聞きにくいのですが、私

の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働している

といつもいるのか、その答えがな

いので、非常に聞きにくいのですが、私

の調べた限りでは、大体今おっしゃつた七割ないし六割くらい稼働している

七万トンの資料を作りましたけれども、これはもうほんとうの審議の材料でございまして、これは権威ある資料として提出してあるんでございません。ただ、ほんとうの参考資料として提出してあるんでございません。

○野々山一三君 実は先生の御指摘のように、海運造船合理化審議会でただいま造船能力につきまして審議をいたしております。しかし、三百十

船台では間に合わないというわけで、大きな船台を新設しますとか、あるいは拡張いたしますとか、あるいはそれまでにクレーンを増強することによりまして稼働率を上げるといったようなことになつておるわけでございまして、先生の御指摘のような能力とか実績について稼働率を上げるといったようなことに注意しておるわけです。

○野々山一三君 実は先生の御指摘のように、海運造船合理化審議会でただいま造船能力につきまして審議をいたしております。しかし、三百十

船台では間に合わないというわけで、大きな船台を新設しますとか、あるいは拡張いたしますとか、あるいはそれまでにクレーンを増強することによりまして稼働率を上げるといったようなことになつておるわけでございまして、先生の御指摘のような能力とか実績について稼働率を上げるといったようなことに注意しておるわけです。

○野々山一三君 実は先生の御指摘のように、海運造船合理化審議会でただいま造船能力につきまして審議をいたしております。しかし、三百十

船台では間に合わないというわけで、大きな船台を新設しますとか、あるいは拡張いたしますとか、あるいはそれまでにクレーンを増強することによりまして稼働率を上げるといったようなことになつておるわけでございまして、先生の御指摘のような能力とか実績について稼働率を上げるといったようなことに注意しておるわけです。

○野々山一三君 実は先生の御指摘のように、海運造船合理化審議会でただいま造船能力につきまして審議をいたしております。しかし、三百十

船台では間に合わないというわけで、大きな船台を新設しますとか、あるいは拡張いたしますとか、あるいはそれまでにクレーンを増強することによりまして稼働率を上げるといったようなことになつておるわけでございまして、先生の御指摘のような能力とか実績について稼働率を上げるといったようなことに注意しておるわけです。

○野々山一三君 実は先生の御指摘のように、海運造船合理化審議会でただいま造船能力につきまして審議をいたしております。しかし、三百十

た船を買いたいといふ動きが相当積極的に出て参りました。石炭輸送船、あるいは鉄鉱石輸送船、あるいは石炭タンカーというようなものの受注というものが、相当活発に動きかけているといわれております。そういう傾向は、具体的なあなたの方の役所で、こういうことで進みますとか、あるいは許可をいただくとか、あるいは金の融資の問題で通産に行くとかいうような、やりかげているようなものの数字が、何でき上がったというか、交渉がまとまりかけています。それで、も今申し上げた国柄だけでなく、大体今までの実績をここに出してもらつたのですが、わかれは知りたい。私がそれを知りたいというのは、この問題でやっているとまた同じことになりますから、あれでそれども、結局延べ払いの条件、輸出に対する、輸出船に對する延べ払いの条件というもので非常に大きくなりかかっている例がある。たとえば、かりに五年のものを、頭金二割残余のものを五年ということであつて、それで七年にしてもらえば、うちの会社では相当の設備が遊んでいるので仕事がしたい、できぬので、しようがないから耕耘機を作つたり車両を作つたりといふことをやっているというような企業も相当ある。あるいは、先ほどちょっと触れましたけれども、新しく設備投資をしたい、適応性に応じた、受注動向に応じたドックなどの改造もやりたいといふので、しうる仕事が二つ三つ目につければ、あるいはその仕事が入るならば、首を切らないでも船会社としてやつておけるといふ造船企業者の訴えというものは、相当私どものところにも来るわけです。私は去年の秋にこ

の種の問題で、単に船だけでなく、機械、重工業、重電機関係に対しても、もう少し延べ払い制度を緩和する、あるいは相手国で差をつけるといふやり方についても、再検討を加えることによって相当程度のものが出てくる、輸出振興策という面から考へても、出ていく可能性がある、だから検討を加えたらどうかという質問をいたしました。再検討をいたしますという約束が大蔵大臣とに、約束というか、そういう答弁がなされた。その後の傾向を通産当局などに聞いてみると、これはひとつ正直に答えてもらいたいのですけれども、まあ船を扱っている輸船省のほうでは、あまり輸出船ということなどを一生懸命やると、今度は日本船で運ぶということが少なくなつて、変易外収支のものに影響を来たすのではないか、だから押えたいという問題がある。あるいはその結果として、戦標船、つまり中古船を改造することによって、インドネシアなんかに売り出そう、あまりいい材料のものを売り出したくない、こういう作業が進められているやうに伺う。私も伺いたいのは、一つは、これほど能力が遊んでいるのに、しかも受注はあるのに、延べ払い、あるいは入国手続、あるいは決済の仕方といふようなものに意地を張つてることのために、非常な船舶業に対する無用の混乱なり意欲を喪失させるという結果を招来していると、いうことに対し、一体関係当局と、いうものはどういう考え方を持つているか、将来こういう遊んでいるものに対してどういうふうに直していくことを、延べ払いについてもさらに再検討を一步進めるつもりはないのかとも来るわけです。私は去年の秋にこ

いうことをお伺いしたい。そういうことに金を使うというために金が必要だ、あるいは相手国で差をつけるといふやり方についても、再検討を加えることによって相当程度のものが出ていて下さい。  
○政府委員(藤野淳君)　ただいま現存船、既製船の外國への売却のことも御質問がございましたが、これにつきましては、海運局のほうから御答弁を申し上げることといたします。建造の注文につきまして、ギリシャ、インドネシア、ソ連その他からどのような商談が現在固まりつつあるかという資料の御提出の御要求がございましたが、これには分営業秘密に属しますので、正確なものはどうていでできませんけれども、一応の資料は御用意できると思ひます。

なお、輸出に対する延べ払い条件の問題は、昨秋、先生から御質問がございまして御答弁申し上げましたが、当時に比べますと、七割七年というような延べ払い条件はやや前進いたしましたが、八割八年におおむねなつておるわけでございます。  
○野々山一三君　それはわかったわけですか。

○政府委員(藤野淳君)　なつておるんです。なお一、二、延べ払い条件で現在交渉中の案件がございますが、私どもいたしましては、基本的に、輸出船舶は造船の五〇%、あるいは時によりましてはそれ以上の比重を占めております。輸出産業としても非常に重要な使命をなっておりますので、これはできるだけ伸張させたいといふ基本的な態度でございます、したがい

まして、受注等を容易にいたしましたために、競争相手国の提示している輸出条件と同様以上の輸出条件を日本の造船業に付与いたしまして、競争力を強化してやる。それによりまして受注がわかれの責務でございまして、そのように努力いたします。ただ、あまり先走りますと、かえって将来禍根を残しますので、その辺の手綱の締め方が非常にむずかしいわけでござりまするが、関係当局とも十分連絡を密にして、先生の御趣旨に沿うよう努力いたしたいと思います。

○野々山一三君　もう一つですが、今のおつしやる八割八年というような処置も講じておると言われるんですけれども、ソ連なんかの船だとそういうものはどういへできませんけれども、一応の資料は御用意できると思ひます。

なお、輸出に対する延べ払い条件の問題は、昨秋、先生から御質問がございまして御答弁申し上げましたが、当時に比べますと、七割七年というような延べ払い条件はやや前進いたしましたが、八割八年におおむねなつておるわけでございます。

○野々山一三君　それはわかったわけですか。

○野溝勝君　簡単なことですが、ちょうど開拓銀行の総裁がおいでになつておられますので、お伺いしたいと思います。

その前に理財局長さんからもお伺いしたいんですが、この手元に配付されました表で少し理解に苦しみ点があるのですが、この中で地下資源というのが出ておりますが、地下資源にいろいろあると思いますけれども、これはどうなところから相当まとまつた、しかも船によつては一万トンから五千トントラfficの規模のものを相当程度日本で造つてもらいたいという傾向があるというデータも私どものところにあるんです。そうすると、日本の今の建造能力からいって、遊ばしているものを相当フルに使うことが容易だということがごく簡単に言えるわけです。つまり、私の判断が早過ぎたらしいです。それが、いわゆる中級ないし中上ぐらゐの造船会社などは、相当今資金で困つてゐる。そういうところは相当仕事ができます。

○野溝勝君　そうすると、北海道地下資源株式会社のことでおざいます。

○野溝勝君　そうすると、北海道地下資源株式会社といふと、地下資源は北海道だけと解釈するのか、これは。

○政府委員(稻益繁君)　北海道に限定されております。

○野溝勝君　この問題に対し、疑問がありますが、あまりここで論争はいたしません。まあピックアップしてお伺いしたい。

次に、お伺いしておきたいことは、石油資源というものが機関別に出ておりませんけれども、この石油資源とはアラビアその他東南アジアにもあるのでござりますが、国内の石油資源、石油資源会社のことを意味するのでございません。

○政府委員(稻益繁君) 国内でやつて

おります石油開発のこと、それだけでござります。

○野溝勝君 こういうことを、こまか

いことですけれども、これからはわか

りやすくもう少し記入をしておいてい

ただきたいですね。

次に、お伺いしたいのは、開発銀行

に関しましてですが、開発銀行は、先

ほどの同僚委員からの質問もありまし

たが、新聞だけではなくて、うわさによ

りますと、いんしん産業といいます

か、高利潤会社といいますか、石油並

び自動車産業に相当融資をするとい

うことを言われているようでございま

す。先ほどの総裁の説明で、まあ輸出

振興あるいは貿易の自由化等によつて

考えなければならぬということである

ので、具体的に数字のことは申されぬ

けれどもという話がございましたが、

私はここでまた聞いてこれを繰り返し

て質問しようといたしませんが、開発

銀行は、できる当におきましては、

重要産業ということでおきま

すけれども、その趣旨としていたし方

関として、これは思想は別でございま

ましても、開発銀行も地方開発、地域

開発を大いに強調されているのでござ

ります。そうすると、この地域開発の

ほうの予算も削つてこつちへ持つてく

る、こういうようなうわさも飛んでい

るのでござりますけれども、そういう

ようなことが考へられてるのでござ

りますか。特に問題によつてはさよう

なこともあり得るというのであつた

ら、この際お聞かせ願いたいと思いま

す。

○参考人(太田利三郎君) 仰せのよう

に、当初基幹産業を中心にして融資し

て参りましたのですが、近年地域差の

是正ということで、地域開発にもかな

り重点的に融資をいたしております。

それで、地域開発の金はどういう産業

に貸さなければならぬということでは

なしに、その金を貸すことによりまし

て、比較的おくれておきます後進地

域に新しい産業ができる、しかも、そ

れがなるべく関連産業を持つような事

業であればなおさらけっこうでござい

ます。また、もう一つ、雇用をできる

だけ増加するというようなねらいを

がなるべく関連産業を持つような事

業であればなおさらけっこうでござい

ます

いたい。

○政府委員（稻益繁君）十分御趣旨を  
体しまして、検討したいと思います。

○委員長(佐野廣君) 午前はこの程度  
とし、午後二時再開いたします。

暫時休憩いたします。

卷一百一十五

○委員長(佐野廣君) 午前に引き続

き、委員会を再開いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア

共和国との間の条約の実施に伴う所得

税法の特例等に関する法律案、所得に

対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため日本政府は、

ヒルトの防衛のための日本政府が、アーティ・ブリテン及び北部アイルランド

連合王国政府との間の条約の実施に伴

う所得稅法の特例等に関する法律案、

所得に対する税率に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と

## ニユー・ジランドとの間の条約の実施

に伴う所得税法の特例等に関する法律

案 以上いずれも衆議院送付を二案を一括議題とし、三案の質疑に入りま

す。

御質疑のおありの方は順次御発言願

○雜錄二三題問

いと思ひます。

これから国際間の経済交流が盛んに

なつて参りますと、このような租税条約の特別法は毎回修正され、もと想

緑の特例法が毎回修正されてくると思  
うのです。条約は各國別なのもや心地

得ないといつても、国内法については

特例法を一本にして、その中でイギリスとオーストリアなど、こうふうな規定

○政府委員(村山達雄君) これは各國の仕方ができないものかどうか、この点をひとつ冒頭でお伺いしたいと思います。

と租税条約を結びます場合に、大体要素といったましては、それぞれの国内法が第一に違います。したがいまして、その条約の形が一々内容が違つて参ります。それから、相手国でいうと、従来締結した国は相手にもたくさんあるわけでございます。その慣例がござります。日本側にもまだその問題がござります。それからまた、両方の経済関係の利害が違います。両方の國の利害が必ず相手国によって違つてゐる。同一であるとは限りません。大体以上の三つぐらいの相違からいたしまして、条約の内容が個々の国によつて違つて参考といふことは、これはやむを得ないことでございまして、どこの国でも、双方の利益が合致する限り、その限度において条約を締結しておる、こういうことでございます。

条約では、御案内のように、最高限度を定めておりまして、それに基づきまして、国内法的にそれに基づく手当をしておるというのが実情でございまして、一括して、たとえば外国との条約締結に伴う所得税、法人税等の徵収に関する法律というようなものを出すということは、これはなかなかかまづかしいのじやなかろうか、かように考えております。

なつてゐる。そういう規定をするとどういう不都合が生ずるのですか。印度だけは別な扱いをしておるので、この点をひとつ伺つておきたいと思います。

○政府委員（村山達雄君） これはインドの例がむしろ例外でござりますが、私の聞き及ぶところでは、インドのほうでは税率の特例を国内法で求めることが非常に困難である、それで条約でのみできるというよう、国内的な税法の従来の建前と申しますか、慣習と申しますか、そういう点が強く主張されて、例外的に条約に規定された、このように聞いておきたい。

○柴谷要君 日本人及び日本法人で海外に進出して、これら租税条約で恩恵を受けている状況等について、御説明をいただきたい。

○政府委員（村山達雄君） これは結局、その条約の内容によつて非常に違うわけでございます。現在条約を締結している国は、すでにこの提案している三カ国を除きまして七カ国でござります。それはアメリカ、スエーデン、パキスタン、ノルウェー、デンマーク、イングランド、シンガポール、これが締結された順序でございますが、今回新たに三カ国を提案いたしておるわけでござります。

一般的にどういうあれがあるかと申しますと、ごく概略的に申しますと、配当利子あるいはロイアリティ等につきまして、それぞれ協定によりまして、国内法よりも安い税率を使つておるというのが大体共通しております。日本の場合ですと、いずれも二〇といふことになつておりますが、これが一〇ないし一五で規定されておる。です

から、受け取る場合においても大体同じことが考えられます。それから船舶、これは国内では関係ございませんが、船舶につきましては、先進国は大体ネット課税でございますので、特に問題はございませんが、後進国は運賃に対しても何%、こういうやり方をしておるわけであります。これに対してわれわれは、租税条約ではその点を、それはいかにも両方の経済の交流のために思わないということで、交渉いたしまして、グローバル課税を認めるにいたしましても、大体半分ないしゼロぐらいに切り下しているということで、こういうことが相互の利益であります。航空機については、今まで聞いたところでは、全部相互免除をやっておりまします。こちらも失うかわりに、向こうも失う。こちらの航空会社も、その負担のみならず、手数が非常に省けるという問題があります。

税関係がこの条約の存続期間は安定するところでございます。これ以上の課税——かりに相手国の税法が改正がございまして、一般的にはそれ以上の税率を課税することになります。もって安定するわけでございます。その意味で、企業は相当長期にわたって見通しをもつて取引ができるということも、この条約の存続する期間はそれでございまして、心理的な問題として、私現地に参りまして一番感じたのがございますが、これを締結いたしましたと。それからなお、心理的な問題として、私現地に参りまして一番感じたのでございますが、これを締結いたしましたと。その地の税務当局と日本側の進出している企業あるいは日本人の間で、税務に関しては非常に協力的になります。これがまあ私は心理的には最大のプラスであろうという感じがしております。もちろん、条約でも相互の課税について、あるいは徴収についての相互援助の規定は設けられておりますが、れども、この条文に盛られた以上に両方の融和がはかられている。まあこういったことにござります。その程度につきましては、それを経済関係の濃密の関係あるいはその盛られた条約の内容によって違いますが、全般的に申しますれば、ただいま言つたようなことが言い得ると思います。

億をこえている。で、残りが大体個人である。大体全本の半数(三二六件)、

○柴谷要君 ドルじゃなくて、田代さん  
がおられます。国内のことですからね。  
○政府委員(村山達雄君) 田代さんか  
あります。

○柴谷要君 それでは、次は、申告納税の特例は、条約の規定によって支店を通じて行なわない部分の特例ということですね。——申告納税の特例は条約の規定によっては支店を通じて行なわない部分の特例、こういうふうに思いますが、そういう内容でございましょう。間違いないですね。

○政府委員(村山達雄君) こういううことでございます。支店に帰属しない、たとえば日本でございますと、日本に支店のあるたとえば英國の法人が、支店でもつて受け取らないで、本店が受け取る配当あるいは利子について、申告納税の特例をこの規定で設けてい

○専務取締役 わかりました。そうなると、たとえば支店を通じて投資を行なっている場合はどうなるのです。支店が投資を行なっている場合には、支店が配当を受けている。これはこの特例法はどういう関係になりますか。

○政府委員(村山達雄君) こういうことでございます。日本の国内法は、ここにもし恒久的施設つまり支店があれば、日本の所得税法、法人税法では、かりに本店が受け取つておつても、全部法人の場合は法人税の三八%がかからぬわけでございます。これに対しまして、今度特例法で、条約できめておりますのは、そういうときに、もしそれが本店のものであれば、その点はこの

条約で、この日本の国内法にもかかわ

う規定の仕方をしているわけです。ここでさらにその申告の場合に、もう一つ、一段と書いてございますのは、ネットでもつて――しかし、それは国内法でもつて総合する場合を別に排除しまして税務としてよい、こういふ

しているわけではありませんので、国内法の支店でもってそれを申告した場合にネットで課税するわけです。配当にもし利子負担があればそれを引きまして、ネットでもつてもし5%以上に下がるということであれば、グロスで10%取っているわけですから条約では。ところが、ネットに直した場合に、それが10%より下がるといふとであれば、条約については内国民待遇を規定してありますから、内国民待遇条項によりまして10%以下になることを妨げないと、こういうことを言つておるわけでございます。

○柴谷要君 各特例法の、オーストリア、イギリス、ニュージーランド、

○政府委員(村山達雄君) 貿易、船舶、航空機、外資導入、海外投資、事業活動、そういう観点から申しますと、まず日本からの輸出でございます。これは一九六一年をとつております。これはいずれもドルでございますが、イギリスが一億七百万ドル、英國に対しまして。それからオーストリアに対しましては四百八十万ドル、ニュー・ジーランドに対しましては二千五百万ドル程度でござります。相手国から日本への輸入が、英國の場合一億四千万ドル。オーストリアが三百五十万ドル、ニュージーランド四千四百十萬ドル

程度でございます。

それから 船舶では日本へ参つておりますが、日わかりませんが、日本へ参つておりますのは八十四隻。それから、英國へ行つていふ

便。それからオーストラリアの統計では両方ともジーランドは、向こうかございませんが、相手は六十便ございますのも便数で申しますと、來ている便が六百三便。英國は百四便、オーストラリアは今との外資導入状況でございませんが、件数で四件、金百二十万ドル。それから借り入れているは株式投資で經營参画するわけでございまして、本に参っております。

一件でじきこます。

それから、現地法人をあるか。これは、参つて現地法人をさいますが、英國ユーランド一は今のところあります。

支店は英國二十四店  
れから、駐在員事務所。在日外国人、  
所。在日外国人、  
參つておる人間の數  
英國が二千四十二人、ニュー  
九十七人、ニュー  
人と、大体以上のよ  
況でござります。  
○柴谷要君 オーラ  
ら技術援助は入れて  
これはありませんわ  
○政府委員(村山達  
アではございません  
○柴谷要君 それか  
の、技術援助は一件

○政府委員(村山達桂) 場合、イギリスに対  
ります。

ういうものはござりますが、無条約国

に對してどうなつてゐるかということ  
はまだ見ておりません。

計画している国が今幾らかあるわけでもあります。向こうもその気になり、こちらも大体その気になつてゐる。それからまた、割と日本と経済交流の濃いところをだんだん見ていくわけですね。そういうところにつきましては、いろいろな関係を調べております。今一般に無条約国となるいう関係になるという点は、従来あまり調べておりませんし、まあ調べて出します。これから調べなければいかぬと思います。

○柴谷要君 日本の経済の面から考へても、また国際交流の面から考えて、条約締結国が多くなることが望ましいと思うのですが、最近特に貿易が

活発になりつつある中共とかソ連の問題について、租税条約といいますか、ら縮緼できるような見通しになるのか、ひとつ見解を聞かしておいていただきたいと思います。なかなか困難な問題だと思いますけれども。これは政務次官がいいじゃないですか。

○政府委員(村山達雄君) これは、おそらく、今まで租税条約を結んでおりまでは、大体そこが国交が開かれで、しかも原則としましては通商航海条約が先行しておる、あるいは通商航海条約がもう結ばれる機運にあるというところで、租税条約を結ぶといううござなれば、相手もその気にはなり

なことだらうと思ふわけでござります。それで、われわれはその機運を見まして、できるだけ早い機会に結んでいくとござります。したがいまして、たまたまあげられたような国についていつやれるかということについては、全く見通しが立たない状況でござります。  
○柴谷要君 オーストリアの租税条約は、昭和三十六年十二月に政府が交渉して妥結をしているということになつてゐるのですが、何ゆえ今日までこのような措置がされなかつたのか、この理由についてお聞かせを願いたいと思ひます。

○説明員(須之部量三君) 御指摘のとおり、できますれば昨年国会で御承認を得たいと思つたのでござりますが、諸般の事情から延び延びになりまして、ことしの国会に御承認をお願いいたわけでござります。一方、オーストラリアのほうは、昨年の二月に国会手続を済ませまして、いつでも批准できる態勢になつておりますので、今回御承認を得ましたので、近い将来なるべく早急に批准書の交換をいたしたいと思つておるわけであります。

○柴谷要君 次は、連合王国という名称ですね、たいへんどうも実は不敏ながら勉強不足で、これは一体通常われわれが考えているような国名で言えないとおもふのかどうか。

○説明員(須之部量三君) もちろん、英國という言葉が通常は使われておるわけであります。が、厳密に申し上げますと、元来いわゆる英國の島それ自体がイングランド、ウェールズ、スコットランドの三つに分かれておつたわけであります。歴史的に申しまして、イ

ングランド、ウェールズが元来一つになつておつたのでございますが、その後、後イングランドとスコットランドが、昔あつた王家が一つになりまして、そのときにグレート・ブリテンという名前になつたわけあります。その後、北アイルランドの北部が英國のほうにいろいろな理由で分かれてつくことになりました。それがくつつきまして、ナイティッド・イングランド、連合王国などということになつたわけであります。したがいまして、英國の発展の過程がここに出ておるわけですが、グレート・ブリテンと北アイルランドが一緒になって連合王国になつたということで、正式の名称は連合王国といふ言葉を使っておるわけであります。

○柴谷要君　租税条約における連合王国が国際関係に責任を有する地域に対して拡張適用することができるとしている。これはちょっと僕らにはよくわかりませんけれども、ちょっと説明していただけませんか。

○説明員(須之部重三君)　これは英米の場合、海外に植民地を多数持つておられますし、最初はまあ英本国という言葉を使いますと、英本国と日本の間で適用するわけでございますが、その海外の植民地におきまして実質的に同様な性質を有する租税を有する地域、その地域との間では、日本との間にやはり二重課税の取り扱いをするのが双方に便宜であるというような場合には適用できるということでおざいまして、英國の結んでおります他の条約、たとえば通商航海条約あるいは二重課税防止条約なり、いずれも同様の内容を持つておるわけでございます。現に、今まで調べました先例でも、たと

えは英國とスエーデンとの間の二重課税条約を植民地に適用する、あるいはイギリス・マークと英國との間の二重課税条約を植民地に適用するというような例はいろいろあるわけでございます。それで、この国際関係について責任を負うとする地域というのは具体的に何かということになりますと、狭い意味といふか、厳密な意味での植民地と、それからローデシア、ニアサ蘭ド連邦及び英國の保護領、この三つが含まれるということになるわけであります。

○柴谷委員 終わりました。  
○鈴木市蔵君 今の柴谷委員の質問には、  
ちょっとと関連しますが、主税局長が生け  
ほど答えておったのだけれども、つま  
り具体的に国名をあげて、ソ連とい  
します。日本の商社の駐在員といふう  
のが向こうに行つて、具体的に仕事を  
どやつている場合の租税その他の問題  
は今どういうような形になつておるの  
か、これをちょっとお聞かせ願いたい  
のです。  
○政府委員(村山達雄君) 向こうの規  
制はなかなかわからないのですが、われ  
われの耳にしておる限り、課税さら  
て問題を起こしたということを聞いて  
おりません。  
○鈴木市蔵君 現状はまだ、これに關  
する限りは未条約なんですが、これも  
どうして、そういう現に国交も回復  
し、貿易を行なつておるにもかかわ  
らず、こういう国との間に総合的な内容  
を持つた条約を行なうように積極的に  
働きかけないのですか。この辺のとこ  
ろはどういう事情からきているのです  
か。  
○政府委員(村山達雄君) これは先ほ  
ど申しましたように、租税条約の締結  
というのは、やはりその相互の国が相  
当国際的環境が緊密になりまして、少  
なくとも正常の國交を開くとか、ある  
いは通商航海条約というようなものが  
結ばれませんと、どちらもその機運が  
乗つてこないというのが実情であります  
。それから、ソ連の税制はよくわから  
りませんが、われわれ耳にするところ  
じやないか。ですから、そういう二重  
の課税というふうな租税制度がないの  
によりますと、あそこには所得に対す  
る課税というふうな租税制度がないの  
です。

課税防止のような問題も当然必要ないのだ。間接税あるいは売り上げ代金の中に含んでおるものについて、われわれは結んでおりません。これはその国でどういうものに對してそういう税目を認めるか、あるいは税の形でなくして、幾らで売るかという問題でございまして、本来、租税特別条約の対象にならない部類だらうと思うのです。そうだといたしますと、ソ連についてからにありますても、むしろ、向こうの租税体系が私の想像するようなものであるとすると、その必要がないのぢやなかろうか、あるいは非常に少ないのぢやなかろうか、こういうふうに想像されます。

○委員長(佐野廣君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(佐野廣君) 速記を起こして。

他に御発言もないようでございますから、三案の質疑は尽きたものと認めます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより三案の討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐野廣君) それでは、これより採決に入ります。所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する

る二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上、三案を一括問題に供します。これら三案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野廣君) 多数と認めます。よって、三案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。  
それでは、本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時二分散会

昭和三十八年三月二十二日印刷

昭和三十八年三月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局